

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第37号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年3月2日 18時45分ごろ
発生場所	関門港 ^{たのうら} 田野浦区 ^{たち} 太刀浦海岸太刀浦42号岸壁 北九州市所在の ^{へさま} 部埼灯台から真方位276°350m付近 (概位 北緯33°57.6′ 東経131°01.1′)
事故等調査の経過	平成25年4月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利石材運搬船 ^{こうしやう} 晃昇丸、734トン
船舶番号、船舶所有者等	134261、株式会社ヤナイ
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	シューピースに擦過傷、プロペラ3翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、平成25年3月2日16時40分関門港田野浦区の太刀浦ふ頭太刀浦42号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に左舷着けし、 ^{やまつち} 山土約1,900tを積み込んだ。 本船は、船首約4.1m、船尾約4.9mの喫水で太刀浦ふ頭太刀浦9号岸壁にシフトするため、右舷船首及び船尾の錨を巻き上げながら、船首のサイドスラスターを使用し、船首を沖へ向けたところ、突風により、船尾方へ圧流され、18時45分ごろ、船長は、船尾船底付近に船底接触と思われる衝撃を感じた。 本船は、浸水等の異常がなかったことから、その後も航海を継続し、3月27日山口県下関市所在の造船所に入渠 ^{きよ} したところ、シューピースの擦過傷及びプロペラ翼の曲損を発見した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	海図（W1262）によれば、本件岸壁前は、水深4.6m～4.8m、底質は石である。 船長は、本事故発生当時の潮汐を把握しており、本件岸壁付近の水深に余裕がないことを知っていたが、積込み中に底触しなかったことから、乗り揚げることはないと思っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、関門港田野浦区の本件岸壁において、山土の積込みを終えて離岸する際、余裕水深がない状態で離岸作業を行ったことから、船首が沖に向いたとき、風に船尾方へ圧流され、本件岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、関門港田野浦区の本件岸壁において、山土の積込みを終えて離岸する際、余裕水深がない状態で離岸作業を行ったため、本件岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長は、本事故後、干潮時には貨物の積載をしないことを船舶所有者に申し入れ、船舶所有者は、積載時間の調整を行うこととした。</p> <p>船長は、本事故後、貨物を積載するときは船首方向に多く積載し、船尾トリムをできるだけ小さくして船尾喫水を少しでも浅くするように心掛けることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深に余裕のない場所で貨物を積載するときは、潮汐の干満に注意すること。 ・水深に余裕のない場所で貨物を積載するときは、船首、船尾の喫水に注意すること。